

令和4年第1回八千代町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月9日（水曜日）午前10時27分開議

本日の出席議員

議長（5番）	大里 岳史君	副議長（4番）	増田 光利君
1番	谷中 理矩君	2番	関 眞幸君
3番	安田 忠司君	6番	廣瀬 賢一君
7番	上野 政男君	8番	中山 勝三君
9番	生井 和巳君	10番	大久保 武君
11番	水垣 正弘君	12番	小島 由久君
13番	宮本 直志君	14番	大久保敏夫君

本日の欠席議員

なし

---

説明のため出席をしたる者

町 長	野村 勇君	副 町 長	古宇田信一君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	杉山 淳君
秘 書 公 室 長	宮本 克典君	総 務 部 長	大里 斉君
保健福祉部長	生井 好雄君	産 業 建 設 部 長	木村 和則君
総 務 課 長	川村 俊之君	税 務 課 長	古沢 朗紀君
まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君	財 務 課 長	倉持 浩幸君
福 祉 課 長	市村 隆男君	長 寿 支 援 課 長	宮田 圭子君
国保年金課長	永瀬 修君	都 市 建 設 課 長	宮本 正巳君
産 業 振 興 課 長	大林 伸光君	上 下 水 道 課 長	中川 貴志君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	飯岡 勝利君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	小林 由実君
総 務 課 補 佐	古橋 一裕君		

---

議会事務局の出席者

議会事務局長 岩坂 信幸 補 佐 鈴木 佳奈  
主 査 山中 昌之

議長（大里岳史君） 引き続きご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

令和4年3月9日（水）午前9時開議

- 日程第1 議案第1号 令和3年度八千代町一般会計補正予算（第8号）の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 令和3年度八千代町一般会計補正予算（第9号）の専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 八千代町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第9 議案第11号 令和3年度八千代町一般会計補正予算(第10号)  
議案第12号 令和3年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第13号 令和3年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
議案第14号 令和3年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第15号 令和3年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第16号 令和3年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第17号 令和3年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第18号 令和3年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)
- 

日程第1 議案第1号 令和3年度八千代町一般会計補正予算(第8号)の専決処分事項の承認を求めることについて

議長(大里岳史君) 日程第1、議案第1号 令和3年度八千代町一般会計補正予算(第8号)の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ご苦労さまです。

最初に、中山議長、そして廣瀬副議長におかれましては、この2年以上にわたるコロナ禍の中の難しい行政運営に対しましてお骨折りいただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。そして、大里新議長、そして増田副議長におかれましては、これまで同様、執行部と一丸となったまちづくりについて、よろしく願い申し上げます。

それでは、議案のほうの説明をさせていただきたいと思います。

ただいま上程されました議案第1号 令和3年度八千代町一般会計補正予算(第8号)の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第8回目の補正で、歳入歳出とも1億5,220万円を追加し、予算総額を83億6,112万5,000円としたものでございます。補正の内容は、子育て世帯への臨時特別給付金について、国の新たな指針を踏まえ、子育て世代

への支援に迅速に対応するため、その歳入及び経費について専決処分をしたものでございます。

その内容を歳入から申し上げますと、国庫支出金につきまして、子育て世代への臨時特別給付金給付補助金 1 億 5,220 万円を増額いたしました。

歳出においては、児童福祉費につきまして、子育て世代への臨時特別給付金給付費 1 億 5,220 万円を増額いたしました。

以上、専決処分の概要を申し上げますが、この件につきましては、議会に諮るいとまがないことからの措置であり、ご理解を賜りまして、慎重にご審議の上、原案のとおりご賛同くださいますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきますと思います。

議長（大里岳史君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号 令和 3 年度八千代町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 令和 3 年度八千代町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

---

日程第 2 議案第 2 号 令和 3 年度八千代町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（大里岳史君） 日程第 2、議案第 2 号 令和 3 年度八千代町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第2号 令和3年度八千代町一般会計補正予算(第9号)の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第9回目の補正で、歳入歳出とも3億3,165万円を追加し、予算総額を86億9,277万5,000円としたものでございます。補正の内容は、ふるさと納税寄附金の受入額が予算を上回る見込みとなり、その関連経費が増加することや、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付等に迅速に対応するため、その歳入及び経費について専決処分をしたものでございます。

その内容を歳入から申し上げますと、国庫支出金につきまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付補助金を含みます国庫補助金2億4,220万円を増額いたしました。寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金8,025万円を増額いたしました。繰越金につきましては、前年度繰越金920万円を増額いたしました。

歳出においては、総務費につきまして、ふるさと納税謝礼等を含みます総務管理費8,475万円を増額いたしました。民生費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等を含みます社会福祉費2億3,220万円、子育て世帯への臨時特別給付金により児童福祉費1,470万円をそれぞれ増額いたしました。

以上、専決処分の概要を申し上げましたが、この件につきましても、議会に諮るいとまがないことからの措置であり、ご理解を賜りたいと思います。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号 令和3年度八千代町一般会計補正予算（第9号）の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和3年度八千代町一般会計補正予算（第9号）の専決処分事項の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

---

### 日程第3 議案第3号 八千代町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

議長（大里岳史君） 日程第3、議案第3号 八千代町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第3号 八千代町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、国が進めるデジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のため、行政手続のオンライン化を目指す障害となる押印及び署名について、条例の見直しを行うものであります。

改正の内容につきましては、八千代町固定資産評価審査委員会条例に規定される審査申出書の押印、口頭審理時の口述書の署名押印、八千代町職員のサービスの宣誓に関する条例及び八千代町火入れに関する条例に定められている様式内の押印をそれぞれ廃止とするものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大里岳史君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

議長(大里岳史君) 日程第4、議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年の人事院勧告とともに出された公務員人事管理に関する報告の中で、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項が示されており、その施行が令和4年4月1日とされています。地方公務員の勤務時間・休暇、その他の勤務条件については、地方公務員法により国家公務員の措置との権衡を踏まえることとなっているため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容としましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認や勤務環境の整備に関する規定を新たに設けるものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大里岳史君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大里岳史君） 日程第5、議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、多文化共生推進協議会委員を非常勤特別職の職員に位置づけるものでございます。近年、外国人技能実習生をはじめ在留外国人が増加しており、本町に暮ら

す日本人と外国人が、互いに国籍、民族、文化等の多様性を認め合い、地域の中で対等な関係を築きながら共に暮らしていく、多文化共生社会の推進が急務となっているものであります。そのためこの取組は全国的にも先駆けとなろうかと思いますが、町、警察、関係機関等による多文化共生推進協議会を設置することにより、多文化共生に関する施策等を協議する場所及び日本人町民と外国籍町民の交流の場を設け、全ての町民が暮らしやすい町の実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大里岳史君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、中山勝三議員。

8番（中山勝三君） ただいま町長のほうから、多文化共生推進協議会の委員の体制といますか、そういうことも少しお話がありました。今後その在住外国人の方と本当に町民がお互いに理解し合って、住みよいまちづくりにしていくということが非常に重要かと思えますけれども、もう少しこの推進協議会、その体制というか、中身について今考えていることを教えていただければと思います。

議長（大里岳史君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいまの中山議員のご質疑でございますが、組織としましては、ここにこの警察というものが入っているというところが、ポイントになるわけでございます。外国人の方が本町に参りまして、たくさんの労働力を供給してくれるのは、これはありがたいことである一方におきまして、若干一部の外国人の方による事件等もあるわけでございます。そういった事件等によりまして、外国人の方に対する偏見の目、考えというものを持っておられる町民の方もおろうかと思えます。

そういう中においてであります、やはりこの八千代町においては、外国人の方の労働力、八千代町ばかりではありませんが、日本全体においてもそうだと思うのですが、外国人の方の労働力というのは貴重になる。そういうことから、この取組はぜひとも進めてまいりたいと思えますが、茨城県でも人口に占める割合が第2位という、割合の大きいこの八千代町におきまして、外国人の皆様と共生すると、その理想の社会をつくるというのは大事なことであろうかというふうに考えておりますが、組織としましては、

町、そして警察、そして関係機関と申しますのは、農業であれ観光業であれ、町内で業務をしている一般の方、企業の方、そういう方も含めまして、いろいろな角度から、この外国人の方との共生という部分を検討していきたいということで、委員としては様々な角度からの委員さんになろうかと、そういうふうな考えで今のところおります。

以上です。

議長（大里岳史君） 8番、中山勝三議員。

8番（中山勝三君） ただいま町長からご説明いただきまして、ありがとうございました。今のご答弁いただいた中で、大体のことは入っているかと思えます。あえて私のほうから具体的にお願いを申し上げれば、やはりこちら町側の意見というものは、もちろん基本になるわけですが、やはりこちら日本に来て八千代に住んで、その外国の方からの目というか、意見というか、そういうものを取り入れていくということも非常に大事ではないかと思えます。そういう意味で、できれば具体的にになりますけれども、現場で実習生と接している農業経営者の方や、あるいは実際に住んでいらっしゃる外国人の方等、そしてまた子どもさん等を預かっている教育現場の学校の先生方や、あるいは保育園、幼稚園等の先生方等、そういう方が、少し具体的にになりますけれども、こういう協議会の委員の中に入れていただくような、そういう取組をお願いできればというふうに思います。

以上です。答えは結構ですので。

議長（大里岳史君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（大里岳史君） 日程第6、議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま一括上程されました議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年8月10日の人事院勧告に基づき、一般職、特別職及び会計年度任用職員の期末手当の引下げ及び複雑多様化する行政課題に対し、より迅速かつ機動的な組織運営を図るため、職員の給与条例の改正を行うものであります。

まず、人事院勧告による改正ですが、今年度の勧告は、民間における賃金・雇用情勢等を反映して、月例給の引下げは行わず、ボーナスの引下げのみを行うものとなっております。勧告の内容につきましては、一般職の職員の期末手当の支給割合を0.15月引き下げ、令和3年度の期末手当引下げに相当する額を、令和4年6月の期末手当から減額調整することとされております。このことを踏まえまして、議案第6号の八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要は、令和4年に支給する期末手当の支給割合を2.55月から2.4月へ引き下げ、令和3年度の期末手当引下げに相当する額を、令

和4年6月支給の期末手当から減額するよう改めるものであります。

続きまして、議案第7号 八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要について申し上げます。

本改正は、一般職の給与改定に準じまして、特別職も期末手当の支給割合を3.45月から3.3月へ引き下げ、令和3年度の期末手当引下げに相当する額を、令和4年6月支給の期末手当から減額するよう改めるものであります。

続きまして、議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要について申し上げます。

本改正は、一般職の給与改定に準じまして、会計年度任用職員も期末手当割合を2.55月から2.4月へ引き下げ、令和3年度の期末手当引下げに相当する額を、令和4年6月の支給の期末手当から減額するよう改めるものであります。

次に、迅速かつ機動的な行政運営のための給与条例の改正ですが、改正の内容としましては、八千代町職員の給与に関する条例において基準となる職務の級の分類として、3級では主幹及び係長、6級では課長、7級では部長のみを条例に規定し、公室長、局長、室長、班長等の具体的な職名については、条例の基準となる職務とその複雑、困難な職務の程度に応じて規則で定めるものであります。

なお、施行日に関しましては、いずれの改正条例も令和4年4月1日からの施行となっております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大里岳史君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例まで、3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第8号 八千代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例まで、3件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第9号 八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例  
議長(大里岳史君) 日程第7、議案第9号 八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長(野村 勇君) ただいま上程されました議案第9号 八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

出産子育て奨励金は、平成26年度から第3子以上の児童を出産した方に対し開始され、児童1人につき出産後に10万円を、3歳の誕生日経過後に10万円を、小学校入学後に10万円が支給されました。さらに、令和元年度から第2子を出産した方に拡充し、第2子については、出産後に5万円を、3歳の誕生日経過後に5万円を、小学校入学後に10万円を支給することが追加されたわけであります。

今回の改正は、急速な少子化に歯止めをかけ、子育てに関する経済的負担を軽減し、時代を担う子どもたちの出産を奨励し、出産子育て支援のさらなる充実を図るため、令和4年度から八千代町で児童を出産した全ての方に拡充し、対象児童を第1子からとし、20万円を一括で支給します。また、第2子に20万円、第3子以降の30万円も一括で支払えるように変更するために条例を改正するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長(大里岳史君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 八千代町出産子育て奨励金支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第10号 八千代農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例

議長（大里岳史君） 日程第8、議案第10号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） ただいま上程されました議案第10号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由につきまして、ご説明をさせていただきます。

八千代町農村環境改善センターにつきましては、平成18年度の指定管理者制度の導入以後、一般財団法人八千代町ふるさと公社を指定管理者に指定し、運用を進めてまいりました。今般、令和4年3月31日をもちまして、指定管理期間が満了を迎えるに当たり、指定管理の対象とする施設の検討を行った結果、農村環境改善センターの管理運営は町がこれを直営で行っていくこととなったことに伴い、条例の見直しを行うものであります。

改正の内容につきましては、施設の管理に関する規定及び施設の使用許可に関する規定の一部見直しを行うものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（大里岳史君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　農村環境改善センター、これは当然職員の皆さんもご存じのように、緑の農村空間型事業の中で、平成7、8年度あたりから始まった中で造られた産物なわけで、今回こちらの農村改善センターそのものの、よその施設については、緑の農村空間型ででき得た施設は全て、農村改善センターのほかは全部民間に委託されるということで、この後一般質問でも質問しますので、深くはお聞きするつもりはないのですけれども、基本的に本体の部分と、その改善センターが、業者と町長管理に任される部分とに分かれたわけですが、この分かれた理由というのは、どういうことが主に考えられますか。

議長（大里岳史君）　産業建設部長。

（産業建設部長　木村和則君登壇）

産業建設部長（木村和則君）　議席番号14番、大久保敏夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

農村環境改善センターにつきましては、いわゆる町の施設であります公民館とか体育館とか、同じような意味合いを持っているというふうに理解しているところでございます。これらふるさと公社に委託していた中で、その管理運営をする中で収入を多く見込めるとか、運営を改善していくとか、そういうものに値しないということで理解しまして、町の公民館、体育館とかの施設と同じような施設という認識の下に、ふるさと公社から町のほうに移行するというようなことでございます。よろしく申し上げます。

議長（大里岳史君）　14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君）　町長にひとつご意見を伺いたいのですけれども、その本体の部分とその改善センターを緑の農村空間型事業の中で、その事業が一連のものとして行われたと、今回は今までの練習的な部分からすれば民間委託がいいということで、本体の部分はそちらへ移行して、業者も4月1日から来ると。この農村改善センターは今度町

部局に移ると、こういうふうに分かれるわけですが、この緑の農村空間型事業における当時の予算措置で補助事業等を受けているわけですが、そういうものに対するものは、ある程度は時効で縛りは受けないのでしょうか、その辺ちょっと。

議長（大里岳史君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） 14番、大久保敏夫議員のご質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

改善センターは、農村総合整備モデル事業の中で整備されたものとして、そして当初の目的として農村環境の整備に寄与すると、そういう目的でありましたので、その目的に従って使われているということになれば、これは問題ないのかなという形でおります。ですから、結論としましても、この環境整備という目的どおり、これからも使ってまいりたいと、そして、そのために先ほど産業部長からありましたように、むしろ用途についてはいろいろな用途で使われますので、その部分については町のほうで管理したほうが効率的であろうと、収益を求めるという形ではなくて、そういう考えの下に、今回の提案に至ったということであります。

議長（大里岳史君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 大方のことは分かりました。当時改善センターができた頃は、街宣車さなかの頃で、反対運動で議会も荒れている中でやっと造った産物であります、それらが今度は違う形で運営されることについては、随分感慨深いものがありますので、町部局に移っても、管理運営は町民サービスの主たるものに逸脱しないようにご努力いただければありがたいと、こう思っています。

以上です。返答はなしでいいです。

議長（大里岳史君） ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大里岳史君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 八千代町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第9 議案第11号 令和3年度八千代町一般会計補正予算(第10号)  
議案第12号 令和3年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第13号 令和3年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
議案第14号 令和3年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第15号 令和3年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第16号 令和3年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第17号 令和3年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第18号 令和3年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)

議長(大里岳史君) 日程第9、議案第11号 令和3年度八千代町一般会計補正予算(第10号)、議案第12号 令和3年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第13号 令和3年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 令和3年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第15号 令和3年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第16号 令和3年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第17号 令和3年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第18号 令和3年度八千代町水道事業会計補正予算(第1号)、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して提案理由を求めます。

町長。

(町長 野村 勇君登壇)

町長（野村 勇君） ただいま議長の許可を得ましたので、一括上程されました議案第11号 令和3年度八千代町一般会計補正予算（第10号）、議案第12号 令和3年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第13号 令和3年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第14号 令和3年度八千代町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 令和3年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第16号 令和3年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和3年度八千代町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、そして議案第18号 令和3年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、八千代町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第10回目の補正で、歳入歳出とも4億1,251万2,000円を追加し、予算総額を91億528万7,000円とするものでございます。

最初に、歳入の増額となる項目を申し上げます。地方譲与税366万9,000円、法人事業税交付金1,195万4,000円、地方消費税交付金3,709万2,000円、地方特別交付金392万9,000円、地方交付税1億6,584万2,000円、国庫支出金4,326万2,000円、寄附金1,220万円、繰入金322万5,000円、そして繰越金1億9,148万2,000円、諸収入628万4,000円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目につきましては、ゴルフ場利用税交付金24万円、分担金及び負担金32万2,000円、使用料及び手数料3万円、県支出金5,833万5,000円、町債750万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について、増額となる主な項目を申し上げます。総務費において、公共施設整備基金積立金を含みます財産管理費4億6,403万4,000円、民生費において、障害者自立支援給付費を含みます障害者福祉費704万2,000円、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金を含みます児童措置費660万円、衛生費において、予防接種委託料を含みます新型コロナウイルスワクチン接種事業費3,088万円をそれぞれ増額いたします。

次に、減額する主な項目について申し上げます。総務費において、自治総合センターコミュニティ補助金を含みますコミュニティ推進費372万2,000円、民生費において、国民健康保険特別会計繰出金を含みます社会福祉総務費1,207万8,000円、衛生費において、妊婦幼児健康診査委託料を含みます母子保健費298万円、農林業費において、強い農

業・担い手づくり総合支援交付金を含みます農業経営体活性化事業費1,146万4,000円、商工費において、新型コロナウイルス感染症対策貸付金負担金を含みます商工振興費2,902万3,000円、土木費において、下水道事業特別会計繰出金を含みます下水道費2,032万8,000円、消防費において、国土強靱化地域計画策定業務委託料を含みます災害対策費187万2,000円、教育費において、小学校施設改修事業費を含みます小学校費826万3,000円をそれぞれ減額いたします。

続きまして、第2表、繰越明許費は、国の補正予算に伴います住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業のほか7事業、1億7,457万9,000円でございます。

第3表、債務負担行為補正については、事業の追加及び廃止によるものでございます。

第4表、地方債補正については、事業の変更によるものでございます。

以上が、一般会計補正予算（第10号）の概要でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由について申し上げます。

今回の補正は、第1回目の補正で、歳入歳出とも3,779万6,000円を追加し、予算総額を30億3,708万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入から申し上げます。国民健康保険税3,154万8,000円を減額いたします。これは主に被保険者の減少によるものでございます。県支出金1,981万8,000円を減額いたします。これは普通交付金及び特別調整交付金の減額によるものでございます。繰入金893万1,000円を減額いたします。これは主に基盤安定繰入金からの繰入れに関わるものでございます。繰越金を9,869万3,000円増額いたします。これは前年度繰越金でございます。

続いて、歳出について申し上げます。保険給付費1,020万円を減額いたします。これは主に療養給付費に関わるもので、決算を見込み、療養諸費や出産育児諸費等を減額したものであるものでございます。保険事業費659万5,000円を減額いたします。これは疾病予防費と特定健康診査等事業費に関わるものでございます。基金積立金は4,999万9,000円を増額し、5,000万円の積立て予定でございます。諸支出金304万円を増額いたします。これは県補助金償還金と一般会計繰出金に関わるものであります。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

なお、令和3年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和4年2月18日に八千代町国民健康保険運営協議会に諮り、ご了承をいただいている

ものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2回目の補正で、歳入歳出とも5万7,000円を追加し、予算総額を2億3,458万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入から申し上げます。後期高齢者医療保険料314万6,000円を減額いたします。これは主に普通徴収保険料の現年度分でございます。繰入金121万7,000円を減額いたします。これは保険基盤安定繰入金に関わるものであります。繰越金489万5,000円を増額いたします。これは前年度繰越金であります。諸収入49万4,000円を減額いたします。これは主に広域連合からの保険事業委託金に関わるものです。

続いて、歳出について申し上げます。総務費73万4,000円を減額いたします。これは主に診療業務委託料に関わるものです。後期高齢者医療広域連合納付金79万4,000円を増額いたします。これは保険料納付金に関わるものです。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

まず、保険事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、本年度第3回目の補正で、歳入歳出とも7,687万6,000円を追加し、予算総額を19億5,951万7,000円とするものでございます。

初めに、歳入から申し上げますと、繰入金のうち介護サービス事業勘定繰入金を86万6,000円増額し、繰越金を8,006万5,000円増額いたします。国庫支出金の現年度分調整交付金は、内示額決定により306万1,000円減額し、一般会計繰入金を99万4,000円減額いたします。

続いて、歳出について申し上げます。保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費等の見込み変更により2,807万1,000円増額いたします。基金積立金につきましては、介護給付準備基金積立のため5,999万9,000円増額いたします。総務費につきましては、人件費や通信運搬費、主治医意見書手数料等730万1,000円を減額し、地域支援事業費につきましては、介護予防運動教室委託料や介護予防ケアマネジメント委託料等を389万3,000円減額いたします。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。今回提案いたしました補正予算は、歳入歳出とも66万7,000円を追加し、予算総額を521万7,000円とするものでご

ございます。その内容ですが、歳入から申し上げますと、繰越金を66万7,000円増額いたします。歳出につきましては、保険事業勘定への繰出金として、諸支出金を66万7,000円増額いたします。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目のもので、歳入歳出とも88万3,000円を減額し、予算総額を1億2,439万9,000円とするものでございます。歳入の内容は、一般会計繰入金88万3,000円を減額いたします。歳出の内容は、一般管理費の人件費を15万円、土地区画整理費・第1工区区画整理事業費の工事請負費を73万3,000円それぞれ減額いたします。

以上が、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出とも274万1,000円を減額し、予算総額を2億8,609万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、初めに歳入から申し上げますと、基金繰入金を690万円減額し、前年度繰越金を585万円増額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、農業集落排水事業管理費におきまして、役務費、工事請負費等を合わせ50万5,000円、農業集落排水事業費においては、人件費、需用費、委託料、工事請負費等を合わせて223万6,000円をそれぞれ減額いたします。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出ともに2,102万6,000円を減額し、予算総額を4億3,985万8,000円とするものでございます。補正の内容については、まず歳入から申し上げますと、分担金及び負担金において、受益者負担金113万3,000円、繰越金において、前年度からの繰越金1,155万4,000円、諸収入において、雑入364万6,000円をそれぞれ増額いたします。

また、繰入金において、一般会計繰入金1,923万円、下水道事業基金繰入金382万9,000円、

町債において、下水道事業債1,430万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、下水道事業費において2,054万6,000円、公債費において、長期債利子48万円をそれぞれ減額いたします。

第2表、繰越明許費については、鬼怒小貝流域下水道事業1,180万9,000円を令和4年度に繰越しいたします。

第3表、地方債補正については、流域下水道事業費900万円を減額いたします。

以上が、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目のもので、3条予算において、水道事業収益を770万円増額し、総額を4億9,898万9,000円、水道事業費用を377万3,000円増額し、総額を3億5,690万3,000円とするものでございます。

また、4条予算において、資本的支出を2億2,000万円減額し、総額を1億5,451万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが、初めに、3条予算の水道事業収益について申し上げます。営業収益のうちその他の営業収益を770万円増額いたします。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち原水費を100万円、総係費を372万7,000円、それぞれ減額いたします。また、営業外費用については、消費税及び地方消費税を850万円増額いたします。

続きまして、4条の資本的支出について申し上げます。建設改良費のうち施設費を2億2,000万円減額いたします。

以上が、水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

一括上程されました各会計の補正予算につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

議長（大里岳史君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、宮本直志議員。

13番（宮本直志君） 1つだけ質問をいたします。

一般会計の補正予算（第10号）、32ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業費ということで3,088万円ですか、そのうち報償費ということで500万円、ワクチン接種従事

者報償、それから最後の予防接種委託料ですか、この内訳を説明していただきたいです。  
議長（大里岳史君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） 13番、宮本直志議員のご質疑にお答え申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費の3,088万円、こちらの内訳でございますが、報償費の500万円、こちらにつきましては、ワクチン接種事業者の報償として、ただいま行っております第3回目の追加接種、そちらの2月分、3月分の支払いに充てるものでございます。それと、同じく委託料の予防接種委託料、こちらについても、ただいま行っております第3回目の追加接種、こちらの2月分、3月分の委託費に充てるという部分でございます。

以上でございます。

（何事か発言する者あり）

保健福祉部長（生井好雄君） 申し訳ございません。ただいま積算資料を確認しておりますので、ちょっとお時間いただきたいと思っております。

議長（大里岳史君） ほかに何かありませんか。

14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 一般会計のほうで、21ページで2つほど、上のほうから先で、委託料というのがあるのだけれども、これで言わば、バス運転業務の委託料が440万円何がしがマイナスになっているのだけれども、これはどのバスがこういうことになったのか、それを一つお聞きしたいと思います。

もう一つは、その下へ下がって、24積立金、これ4億5,930万円かな、この積立金をするわけですが、積立金ということは余剰金ということになるのだけれども、ここにこんなに余剰金が出てしまったというのは、ふるさと納税あたりが関係しているのかどうか分からないけれども、この公共施設整備基金ということに持ってきたということは、あと何かの目的があるのか、それとも一応ここへ置いておくかという話なのか、その辺のところだけ簡単に結構ですから、お願いします。

議長（大里岳史君） 財務課長。

（財務課長 倉持浩幸君登壇）

財務課長（倉持浩幸君） 14番、大久保敏夫議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、委託料のバスですけれども、昨年度やはり新型コロナウイルス感染症の影響に

よりまして、バスの出勤機会が減りましたことによります減額でございます。今まで月幾らという契約をしておりましたけれども、今年度より出た回数により金額を支払うような契約に変更しておりますので、純粹に出る回数が当初の見込みより減ったという形で、今回、まだ3月等の出る機会もあるのですけれども、その分をある程度見込みまして、今回この減額という形を算出いたしました。

それから、公共施設整備基金への積立てですけれども、本町の大きな課題として、まだ残っております中央公民館、総合体育館の老朽化という問題が上げられるかと思えます。そうした課題に対しまして早急な対応ができるよう、この基金に積み増しをしておるわけですけれども、標準財政規模の20%が目安となって、財政調整基金に通常であれば積み立てておるのですけれども、今回その20%を上回る積立金が財政調整基金にありますので、今回そちらの老朽化対策に早急に対応できるように、公共施設整備基金に積み立てたということになりました。

また、その4億5,000万円を超えます金額ですけれども、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によります事業の中止、また縮小、それに伴います歳出の抑制、また歳入予算において、やはり新型コロナウイルスの影響を最大限見まして、当初予算をある程度抑えた形で、税収であったり、その他交付金もろもろを組みましたので、実際にはそれほど影響がなく、税収等とともに歳入が入ってきているというところで余剰金が大きくなったものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大里岳史君） 14番、大久保敏夫議員。

14番（大久保敏夫君） 今の答えて、バスの問題はそれで結構です。今の積立金の問題です。まず、さきにお聞きしたような、昨年度の公共関係の積立金、今年は4億6,800万円を超える数字ですが、去年等からだどのくらい違うのか、それ1つ。

先ほど私が言ったことに触れなかったのだけれども、4億6,800万円も積み立てられるという一つの原資たるものの中に、ふるさと納税そのものは影響あったのかないかと聞いているわけなのだけれども、それはどうなのですか。

以上です。

議長（大里岳史君） 財務課長。

（財務課長 倉持浩幸君登壇）

財務課長（倉持浩幸君） 14番、大久保敏夫議員の質問にお答えさせていただきます。

大変申し訳ありませんでした。当然ふるさと納税が増収になったことは影響をしております。また、昨年度は公共施設整備基金に1億8,000万円ほど積み増しをしておりますので、今年は倍以上というような形の積み増しに……

（「倍以上ではなくて幾つだよ」と呼ぶ者あり）

財務課長（倉持浩幸君） 今年の積立金額でしょうか。

（「差額だよ。差額。倍以上ということは何とも言えるだろう。数字だよ」と呼ぶ者あり）

財務課長（倉持浩幸君） 昨年度増額分が1億8,300万2,000円です。それと、今年度積み増し分が4億5,930万9,000円ですので、2億7,630万7,000円の差でございます。

（「倍額っていうのではないのだよ」と呼ぶ者あり）

財務課長（倉持浩幸君） すみませんでした。

議長（大里岳史君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 令和3年度八千代町一般会計補正予算（第10号）から議案第18号 令和3年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）まで、8件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（大里岳史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和3年度八千代町一般会計補正予算（第10号）から議案第18号 令和3年度八千代町水道事業会計補正予算（第1号）まで、8件は原案のとおり可決されました。

議長（大里岳史君） では、暫時休憩いたします。

（午前11時39分）

議長（大里岳史君） では、再開いたします。

（午前 11 時 43 分）

---

議長（大里岳史君） 町長。

（町長 野村 勇君登壇）

町長（野村 勇君） では、私、概要だけしか分かりませんが、しかなんて言うと怒られてしまいますね、申し訳ありません。

報償のほうは、医療従事者の方にお骨折りとして渡すお金と、委託料のほうは、1回注射代幾らと、そういうことであります。その詳細の金額は部長のほうからお答えさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（大里岳史君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 生井好雄君登壇）

保健福祉部長（生井好雄君） お待たせして申し訳ございませんでした。

ただいま町長からもございましたように、ワクチン接種従事者報償、こちらにつきましては、ワクチン接種の際に、集団接種をやっている際に、医療機関にお願いしている方と、あと個人として、医者というか、勤め先からというわけではなく、個人として協力していただく方もいらっしゃいますので、その個人として協力していただいている方に対して時給幾らということで、2月、3月分の8週分ですか、10日分になりますか、2月、3月です。その分の積算をして500万円、2月26日からですので、3月末までで5週間です。5週間で10日分、その分の報償ということで積算してございます。

（「何人分」と呼ぶ者あり）

保健福祉部長（生井好雄君） お医者さん5人分で積算してございます。

（「1日幾らなんだい、それが一番聞きたいのだよ」と呼ぶ者あり）

保健福祉部長（生井好雄君） 10万円という積算でございます。

それと、予防接種委託料、こちらにつきましては、ワクチン1本当たり2,277円という金額が国のほうから参ります。そちらに予定している本数を、そして多少金額、半端が出ないように丸めてございます。そういった形で今回計上させていただきました。

（「お医者さんですか」と呼ぶ者あり）

保健福祉部長（生井好雄君） はい。

（何事か発言する者あり）

保健福祉部長（生井好雄君）　そういうことでございます。

議長（大里岳史君）　宮本議員さん、いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

---

議長（大里岳史君）　以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時47分）